様式第三十九(第三十二条第二項関係)



(備考)

1. 色彩は、地の色は白色、文字の色は黒色(色は、100%　blackとする。)、イの部分の色は、カラーの標章を使用する場合においては緑色(色は、58%cyan、7%magenta、99%yellow、0%blackとする。)、モノクロームの標章を使用する場合においては黒色(色は、100%blackとする。)、ロの部分にあっては、カラーの標章を使用する場合においては濃い黄色(色は、8%　cyan、24%magenta、80%yellow、7%blackとする。)、モノクロームの標章を使用する場合においては灰色(色は、70%blackとする。)とすること。
2. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
3. 基準適合認定建築物とその他の建築物を区別できるように表示すること。
4. 第32条第1項各号に掲げるものに表示を付する場合は、文字の部分は省略することができる。
5. 基準適合認定建築物が一戸建ての住宅である場合は、建築物の名称は省略することができる。
6. 「適用基準」の欄は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)附則第3条又は第4条の適用の有無に応じ、それぞれ次に定めるところにより記載すること。

(1)　基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合

一次エネルギー消費量基準(既存建築物)適合

(2)　基準省令附則第3条又は第4条の適用を受けない場合

次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより記載すること。

イ　非住宅建築物(基準省令第1条第1項第1号の非住宅建築物をいう。)　一次エネルギー消費量基準(新築建築物)適合

ロ　住宅(基準省令第1条第1項第2号の住宅をいう。)　一次エネルギー消費量基準(新築建築物)適合・外皮基準適合

ハ　複合建築物(基準省令第1条第1項第1号の複合建築物をいう。)　一次エネルギー消費量基準(新築建築物)適合・外皮基準(住宅部分)適合